川越市市長交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市政の円滑な執行を図るため、市長(市長を代理する者を含む。)が市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。 (支出の基準)
- 第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と 認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう努める ものとする。

(支出区分等)

第3条 交際費は、次の表の左欄に掲げる支出区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる支出区分により、同表の右欄に定める額を限度額として支出するものとする。

支出区分	支出内容	限度額		
(1) 慶弔等	市政への協力及び支援関係	金額の指定があるもの 当		
	にある個人若しくは団体が	該経費に相当する額		
	行う各種記念式典又は行事	金額の指定がないもの 1		
	に対する祝い金に係る経費	万円		
	葬儀等に関する香典又は供	香典に係る経費 1万円		
	花等に係る経費であって、別	供花等に係る経費 社会通		
	表に定める基準により支出	念上妥当と認められる範囲		
	することとしたもの	内の額		
	市政への協力及び支援関係	1万円		
	にある個人の傷病、事故等に			
	対する見舞金に係る経費			
(2) 会合等	各種団体等が行う会議又は	金額の指定があるもの 当		
	研修会に出席する場合の懇	該経費に相当する額		
	談会等(飲食を伴わないもの	金額の指定がないもの 1		
	は、除く。) に係る経費	万円		

(3)	渉外	来賓、視察又は折衝に係る土	おおむね 1 万円
		産品又は記念品に係る経費	
(4)	その他	前3号に掲げるもののほか、	社会通念上妥当と認められ
		市政運営上特に必要がある	る範囲内の額
		と市長が認めるものに係る	
		経費	

(公表)

- 第4条 公表する交際費の内容は、支出日、支出内容(支出先を含む)及び支 出金額とする。
- 2 公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の10日までに行うものとする。
- 3 公表の方法は、市のホームページへの掲載及び川越市秘書室における閲覧 とする。

(改正)

第5条 この要綱は、交際費の支出内容及び支出金額が、市民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対	香典	供花等		
名誉市民				
市功労者(市民栄誉章、有功表彰、善行表彰、文				
化表彰各被表彰者及び初				
	現職	本人		
市議会議員		親族		
	元職	本人		
	TEI IIII)	本人		
常勤特別職	現職	親族		
	元職	本人		
	1日 形址	本人		
行政委員会の委員	現職	親族		
	元職	本人		
	現職	本人		
地元選挙区選出の国会議員及び県議会議員	- 現	親族		
議貝及び宗議云議貝	元職	本人		
市職員	現職	本人		
姉妹都市及び友好都市の				
近隣の市町の首長及び議長				
その他市長が必要と認める者				

- * は支出し、 は市長の判断により支出できるものとする。
- * 親族は、本人の実父母、配偶者及び子とする。
- * 行政委員会の委員は、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員をいう。